

第2号様式（第12条関係）

令和7年度 第2回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

1 日 時 令和7年10月1日（水） 午前10時00分から

2 場 所 大和市役所 第1分庁舎第2会議室

3 出席者 橋田健次郎会長、関根孝子委員、飯田森委員

4 欠席者 0人

5 傍聴人数 0人

6 次 第

<佐藤前会長の辞任について事務局から報告>

ア 佐藤前会長から9月25日付けで辞任届が提出され、同月29日付けで承認された。辞任の理由は、審査会の委員の員数を定めた条例の規定の解釈について疑義があるためとのことである。

イ 条例上、本審査会は委員5人をもって組織する規定があるが、本市は1名欠員の状態で審査会は成立していたとの見解だが、佐藤前会長は現在の審査会の構成では、7月開催の第1回審査会の成立は認めることができないという見解である。本市の見解は、本市の顧問弁護士に何度か確認をした上で判断したものであるが、そのような疑義を解消するために9月議会において「5人」を「5人以内」に改正し、9月29日付けで施行している。条例改正を行う旨、仮に住民監査請求や住民訴訟が提起された場合であっても、市が責任を持って対応する旨もお伝えしたが、佐藤前会長の見解を変えるには至らなかった。

ウ 佐藤前会長の辞任を受け、現在速やかに補欠委員の委嘱手続きを進める方針  
だが、関係団体からの委員の推薦等に時間要することが想定される。また、  
条例改正により現在は明確に疑義が解消されたと捉えており、今回会長が欠け  
たことを受け、現在の委員で改めて会長の互選をお願いする。

(1) 会長の互選等 大和市個人情報保護審査会規則第2条第1項の規定により、出席委員の互選で橋田健次郎委員を会長と決し、会長は職務代理者として飯田森委員を指定した。

(2) 会長あいさつ

(3) 報告事項

①大和市個人情報保護法の施行等に関する条例の一部を改正する条例について

【総務部総務課】

②保有個人情報に係る事故発生状況報告

【こども部こども青少年みらい課】

③保有個人情報に係る事故発生状況報告

【こども部こども青少年みらい課】

④保有個人情報に係る事故発生状況報告

【こども部ほいく課】

⑤保有個人情報に係る事故発生状況報告

【健幸・スポーツ部医療健康課】

⑥保有個人情報に係る事故発生状況報告

【市立病院病院総務課】

⑦保有個人情報に係る事故発生状況報告

【総務部総務課】

(4) 議題

①保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について (諮問: 継続審議)

【No.28 案件: 市民課】

②保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について (諮問: 継続審議)

【No.29 案件：指導室】

(5) その他

## 7 議事要旨

### 報告事項

①大和市個人情報保護法の施行等に関する条例の一部を改正する条例について

【総務部総務課】

事務局 大和市個人情報保護法の施行等に関する条例第8条について、「審査会は、委員5人をもって組織する。」との規定について「委員5人以内」と改正したものである。9月29日付けで公布し、同日に施行となった。

②保有個人情報に係る事故発生状況報告【こども部こども青少年みらい課】

(担当課が入室、説明)

会長 これらの文書については、郵送にこだわる必要は無いように思える。送付先是徒歩で来られる距離にあり、電話で書類を取りに来てもらうよう連絡し、手渡しによる交付を行うことで誤りは少なくなると思う。

担当課 児童クラブにいる職員は、保育を専門とする会計年度任用職員であり、事務については事務所で一括して行っている。現場の負担軽減を図って、郵送が確実な方法であったと考えている。

③保有個人情報に係る事故発生状況報告【こども部こども青少年みらい課】

委員 この事案は、先の事案とは逆に郵送ではなく手渡しをすることで、事故が発生した。それでも手渡しの方が事故は少なくなり、その都度ダブルチェックを確実に行うべきではないか。

担当課 日々の業務において、ダブルチェックの徹底により再発防止に務めていきたい。

会長 実際に配布を行った児童クラブの職員に、文書に書かれている各個人の氏名を確認した上で、それぞれの児童に対して配布するのではなく、とにかく文書を渡せば良いという意識があったということか。

担当課 児童クラブの職員に配布する際に、システムの説明と合わせて、一人一人に個別のIDが付与されていることを事前に伝えていたが、説明会から一週間経った後に配布する際、その時のことを失念していた。

会長 世帯ごとにクリアファイルなどを利用し、各世帯の配布物を分類して管理するルールを定めていれば、手渡しで渡す際のミスを防げるのではないか。

(担当課が退室)

#### ④保有個人情報に係る事故発生状況報告【こども部ほいく課】

(担当課が入室、説明)

委員 書類の亡失について連絡があった幼稚園は、子育て支援施設を利用している子どもが通っている幼稚園であって、書類を落とした職員の所属施設とは異なるのか。また、文書を持ち出し、亡失した職員が勤務する施設にではなく、当該児童が通っている幼稚園に連絡をしたのか。

担当課 そうである。子育て支援施設は、幼稚園に在籍している子どもが幼稚園の開始時間前に通うところで、亡失した書類は当該施設を利用する子どもが通っている幼稚園名が載っている書類である。

委員 置き忘れたものの大きさはどのくらいか。

担当課 A4用紙、1枚である。その日の子どもの登園状況（子どもの名前、所属する幼稚園、今日の送迎ステーションに来る時間・帰る時間）を記載してあるA4の紙であり、職員間で共有し、掲示しているものである。毎日シュレッダーをしているが、シュレッダーをする前に自分の書類と混ざったと聞いている。

委員 組織として、シュレッダーをしたのかチェックを行う体制が必要だと考える。

委員 私物のカバンに入っていたのか。

担当課 机上に手帳等を広げて作業をしていた時に、当該書類が紛れた状態で私物のカバンに入れてしまい、そのまま持って帰ってしまった。

委 員 財布などが入っていたカバンか。

担当課 サブバックのようなもので、上着や手帳などの貴重品ではないものが入ったカバンである。

会 長 当該職員とは、指定管理者の職員か。

担当課 そうである。

会 長 同様の事案が今後発生しないよう、どのような具体的な改善策案があるのか指定管理者側から聞き取り、実施可能かどうか確認し、指導してもらいたい。

委 員 亡失した職員は、書類を持っていたこと自体に気付かず、幼稚園からの連絡で初めて亡失したことを知ったのか。

担当課 そうである。

会 長 意図して持ち出したケースではない。うっかり持ち出してしまった事案である。

(担当課が退室)

#### ⑤保有個人情報に係る事故発生状況報告【健幸・スポーツ部医療健康課】

(担当課が入室、説明)

委 員 当該事案は市長への手紙で発覚したとあるが、医療健康課が把握したのか。

担当課 初めに電子申請システムで、マーケティング課が受信した。これをマーケティング課が紙ベースで医療健康課に回付し、医療健康課は回付された時点で覚知し、医師会に確認した。

会 長 漏えいをした者からの自己申告ではなく、漏えいされた方から市長への手紙の提出があったということか。

担当課 そうである。

委 員 診療所の受付窓口において、先に入ってきた患者の医療証と保険証を後に入ってきた患者に渡してしまったことが発覚し、医療証等の回収後、先に入ってきた患者に届けに行き、謝罪したのが8月30日ということか。

担当課 そうである。

委 員 先に入ってきた患者の医療証と保険証を後に入ってきた患者に渡してしまった時点で個人情報が漏えいしている。その後病院からは連絡がなく、漏えいした方からの市長への手紙で当該漏えい事故について担当課が認識したということか。

担当課 そうである。担当課が把握したのは9月3日である。事案の経緯としては、受託している医師会の事務局窓口で取違いがあり、間違ったものを預かった方は帰ってしまいそのままであった。連絡先が分からなかったため、連絡は出来なかつた。その日のうちは両者とも何も言って来なかつた。

会 長 誤った職員から自己申告が無かつたのはなぜか。

担当課 その必要性の認識が不足していたと思われる。

会 長 医師会が個人情報を漏えいしたことを市に報告する手続を取らなかつたのはなぜか。

担当課 職員が土曜日に間違えて渡したことに対する気づき、連絡を試みた。日曜日に回収、謝罪、返却し、本人からはある程度の理解をいただいていたので医師会としては解決したと認識してしまつた可能性はある。

委 員 診療所から市に申告は無かつたということか。

担当課 市から診療所に問い合わせをしなければ無かつた可能性はある。

会 長 委託契約において、事故が起きた場合に直ちに報告すると規定されているのか、後日取りまとめて報告すると規定されているのか、どのような規定があるのかを確認していただき、もし直ちに報告するとなつていて、今回報告が遅れた場合は、今後規則を守ってくださいと指導することが重要である。休日夜間急患診療所の場所はどこか。

担当課 保健福祉センターの前である。

(担当課が退室)

## ⑥保有個人情報に係る事故発生状況報告【市立病院病院総務課】

(担当課が入室、説明)

委 員 別の患者3名の薬袋を1名の患者に誤って渡したということか。

担当課 渡すというよりも、入院患者が所有している車いすのポケットに他の患者の薬を入れたことを失念してしまった。その状態のまま、車いすと共に患者が転院した。

会 長 患者にしてみれば、貰える薬が貰えず1か月届いていない状況である。

委 員 薬を必要としている3名について、病棟の看護師がなぜ薬が届いていないことに気がつかなかつたのか。

担当課 今回3名の薬は軟膏、睡眠剤、痛み止めである。軟膏に関しては、以前から軟膏を処方されていて残りがまだあった。睡眠剤に関しては、患者から眠れない訴えがあった場合に先生から処方されるが、実際には必要とせず眠れるということで使用の機会がなく気づかなかつた。痛み止めに関しては、薬の残りがあつたので気づかなかつた。病棟に届いているかを必ず確認することが看護師の責任である。今回それを怠ってしまったことが原因となつてゐる。看護師は、患者が何を処方されているのか必ず確認することを改めて徹底しなければならないと考えている。同じことを繰り返さないようにしていきたいと思う。

会 長 原因として人手不足があるのではないか。

担当課 人手不足ではあると感じているが、徹底して対応していきたい。

(担当課が退室)

#### ⑦保有個人情報に係る事故発生状況報告【総務部総務課】

(担当課が入室、説明)

委 員 金曜日の夜、残業時間にメール送信の作業をするのは、その後の対応が遅れる原因になるので、週の初めに行うのが良いのではないか。

担当課 本件については、土日を挟んでいたため対応を取れた部分はあるが、委員の意見のとおり月曜日に行うのが一番適切だと考えている。

会長 夜に作業を行うと、時間によってはダブルチェックが出来ない可能性があるので、メールを送る時間は何時までと定めるのが良いのではないか。メール送信時のデータの添付は間違いが起こりやすい作業なので、間違いが起こった時のこと前提に対策を考えなくてはならないと思う。送信後、何分以内であれば取消可能というシステムの運用が可能かどうか相談されはどうか。

(担当課が退室)

委員 この審査会への報告は、法68条1項によるものなのか。

事務局 審査会への報告は、本市の要領に基づくものであって、要配慮情報などが漏えいした場合は、別途、国の個人情報保護審査会へも報告している。

委員 報告を受けることに多くの時間を要している。

会長 重大案件や再発防止の意見を求める場合などに審査会に報告するような、仕組みとするように事務局で検討してもらいたい。

事務局 了解しました。

## 議題

① 保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について

【No. 28 案件：市民課】

(審査請求案件につき非公開)

② 保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について

【No. 29 案件：指導室】

(審査請求案件につき非公開)

その他

次回の審査会だが、新しい方の推薦もあるので1月を予定したいと考えている。

以上